

別表3 排水基準等を定めている項目

項 目		説 明
有害物質 (28項目)	1. カドミウム及びその化合物 (Cd)	水質汚濁防止法では、人の健康に影響の大きい物質を有害物質と総称し、その他の物質より厳しい規制がなされている。 ※1 排水基準は、シス-1, 2-ジクロロエチレンに対して規制を設定。 地下浸透規制は、シス体とトランス体の合計濃度を規制。 ※2 排水規制は係らず、地下浸透規制のみ対象
	2. シアン化合物 (CN)	
	3. 有機燐化合物 (O-P)	
	4. 鉛及びその化合物 (Pb)	
	5. 六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	
	6. 砒素及びその化合物 (As)	
	7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg)	
	8. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	
	9. トリクロロエチレン (TCE)	
	10. テトラクロロエチレン (PCE)	
	11. ジクロロメタン	
	12. 四塩化炭素	
	13. 1,2-ジクロロエタン	
	14. 1, 1-ジクロロエチレン	
	15. 1,2-ジクロロエチレン ※1	
	16. 1, 1, 1-トリクロロエタン	
	17. 1,1, 2-トリクロロエタン	
	18. 1,3-ジクロロプロペン	
	19. チウラム	
	20. シマジン	
	21. チオベンカルブ	
	22. ベンゼン	
	23. セレン及びその化合物 (Se)	
	24. ほう素及びその化合物 (B)	
	25. ふつ素及びその化合物 (F)	
	26. アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
	27. 塩化ビニルモノマー ※2	
	28. 1, 4-ジオキサン	
有害物質以外 (15項目)	1. 水素イオン濃度 (pH)	pHは水の液性を示すもので、pH7が中性で数値が小さくなるほど酸性が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
	2. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	水の有機汚濁の程度を示すもので、水中の好気性微生物が有機物質を酸化分解するとき消費する酸素の量をいう。
	3. 化学的酸素要求量 (COD)	水中にある物質の中で化学的に直接酸化できるもの(主として有機物質)の量を示しており、有機汚濁の指標とされている。
	4. 浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶解性物質の量を示す。
	5. ノルマルヘキサン	ノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示す。抽出される物質は主として油分であり、鉱物油と動植物油がある。
	6. 抽出物質含有量(油分)	
	7. 大腸菌群数	大腸菌群は一般に人畜の腸管内に常棲する細菌(ふん便1g中に10億~100億が存在)でそれらが水中に存在するか否かによって、その水がふん便で汚染されているかどうかを判断する指標となっている。
	8. フェノール類含有量	水道用水基準、水産用水基準等を考慮して規制項目とされたものである。
	9. 銅含有量 (Cu)	
	10. 亜鉛含有量 (Zn)	
	11. 溶解性鉄含有量 (Sol-Fe)	
	12. 溶解性マンガン含有量 (Sol-Mn)	
	13. クロム含有量 (T-Cr)	
	14. 窒素含有量 (T-N)	
	15. リン含有量 (T-P)	

別表4 指定物質

	項 目	説 明
指定物質 (56項目)	1. ホルムアルデヒド	公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある物質。
	2. ヒドラジン	
	3. ヒドロキシルアミン	
	4. 過酸化水素	
	5. 塩化水素	
	6. 水酸化ナトリウム	
	7. アクリロニトリル	
	8. 水酸化カリウム	
	9. アクリルアミド	
	10. アクリル酸	
	11. 次亜塩素酸ナトリウム	
	12. 二硫化炭素	
	13. 酢酸エチル	
	14. メチルターシャリブチルエーテル (MTBE)	
	15. 硫酸	
	16. ホスゲン	
	17. 1,2-ジクロロプロパン	
	18. クロルスルホン酸	
	19. 塩化チオニル	
	20. クロロホルム	
	21. 硫酸ジメチル	
	22. クロルピクリン	
	23. ジクロロボス (DDVP)	
	24. オキシデプロホス (ESP)	
	25. トルエン	
	26. エピクロロヒドリン	
	27. スチレン	
	28. キシレン	
	29. パラ-ジクロロベンゼン	
	30. フェノブカルブ (BPMC)	
	31. プロピザミド	
	32. クロロタロニル (TPN)	
	33. フェニトロチオン (MEP)	
	34. イプロベンホス (IBP)	
	35. イソプロチオラン	
	36. ダイアジノン	
	37. イソキサチオン	
	38. クロルニトロフエン (CNP)	
	39. クロルピリホス	
	40. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
	41. アラニカルブ	
	42. クロルデン	
	43. 臭素	
	44. アルミニウム及びその化合物	
	45. ニッケル及びその化合物	
	46. モリブデン及びその化合物	
	47. アンチモン及びその化合物	
	48. 塩素酸及びその塩	
	49. 臭素酸及びその塩	
	50. クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)	
	51. マンガン及びその化合物	
	52. 鉄及びその化合物	
	53. 銅及びその化合物	
	54. 亜鉛及びその化合物	
	55. フェノール類及びその塩類	
	56. ヘキサメチレンテトラミン	

別表5 排水基準一覧

排水基準（その1） （BOD, COD, SS, ノルマルヘキサン抽出物質）

（1）第1種水域（東京湾若しくは印旛沼に流入する河川等又は東京湾に排水する場合）

[単位：mg/L]

業種等	項目等	新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たり の平均排水 量
					鉱油	動植物油		
食料品製造業, 皮革製造業, 死亡獣畜取扱業, と畜業及び洗びん施 設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	25	70	3	30	2~10, 13~18の2, 52, 63の2, 69	30m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い						
		既設						
	排水量 500m ³ /日 以上	新設	10	20	2	3		
		既設	25	50	3	10		
旅館業, 共同調理場, 弁当仕出屋, 弁当製造業及び飲食店	新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	66の3~66の8	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上	
	既設	60	70 (50)	3	15 (10)			
し尿処理施設 (501人~2,000人まで) (201人~500人まで) *	新設	10	20	3 (2)	5 (3)	72, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上	
	旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)			
	既設	60	110	3	15 (10)			
し尿処理施設 (2,001人以上)	新設	10	20	3 (2)	5 (3)			
	旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)			
	既設	30	80	3	15 (10)			
浄水施設	新設	10	20	2	3	64の2		
	既設	20	50	3	10			
下水道終末処理施設	新設	20	70	3 (2)	30	73		
	既設	20	70	3	30			
動物系飼料等製造業	新設	10	40 (20)	3 (2)	3	11		
	既設	80	70 (50)	3	30			
天然ガス鉱業及び天然ガス汲み上 げに付随する塩水を原料とする無 機化学工業製品製造業（よう素を 製造するものに限る。）	新設	70	90	3 (2)	5 (3)	1,27		
	既設	70	90	3	15 (10)			
水産物に係る卸売市場	新設	10	20	2	3	69の2		
	既設	30	50	3	10			
畜舎	排水量 15m ³ /日未満	300	150	-	-	1の2, 74（畜産関係 排水処理施設）	()内は 50m ³ 以上	
	排水量 15m ³ /日以上	120	150	(5)	(30)			

[単位：mg/L]

業種等	項目等	新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たり の平均排水 量
					鉱油	動植物油		
病院施設 (300床以上) (120床～299床まで) *		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	68の2, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上
		既設	60	70 (50)	3	15 (10)		
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	71の3, 71の4	
		既設	25	70 (50)	3	15 (10)		
その他の業種又は施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	20	40	3	5	1,12,18の3～51の 3,53～63,63の3, 64,65,66,66の2, 67,68,70～71の2, 71の5,71の6,74	30m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い	25	70	3	15		
	既設	25	70	3	15			
	排水量 500m ³ /日 以上	新設	10	20	2	3		
既設		25	50	3	10			
し尿処理施設 (201人～500人まで) **		新設	20	50	3 (2)	20	指定地域特定施設	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上
		既設	60	110	3	20		

(2) 第2種水域(太平洋に流入する河川等に排水する場合)

[単位：mg/L]

業種等	項目等	新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たり の平均排水 量
					鉱油	動植物油		
食料品製造業, 皮革製造業, 死亡獣畜取扱業, と畜業及び洗びん施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	25	70	3	30	2～10, 13～18の2, 52, 63の2, 69	30m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い						
	既設	130	70	3	30			
	排水量 500m ³ /日 以上	新設	10	20	2	3		
既設		25	50	3	10			
旅館業, 共同調理場, 弁当仕出屋, 弁当製造業及び飲食店		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	66の3～66の8	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上
		既設	60	70 (50)	3	15 (10)		
し尿処理施設 (501人～2,000人まで) (201人～500人まで) *		新設	10	20	3 (2)	5 (3)	72, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)		
		既設	90	150	3	15 (10)		
し尿処理施設 (2,001人以上)		新設	10	20	3 (2)	5 (3)		
		旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)		
		既設	60	110	3	15 (10)		
浄水施設		新設	10	20	2	3	64の2	
		既設	20	50	3	10		

[単位：mg/L]

業種等	項目等	新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たりの 平均排水 量
					鉱油	動植物油		
下水道終末処理施設		新設	20	70	3 (2)	30	73	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上
		既設	20	70	3	30		
動物系飼料等製造業		新設	10	40 (20)	3 (2)	3	11	
		既設	80	70 (50)	3	30		
天然ガス鉱業及び天然ガス汲み上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業（よう素を製造するものに限る。）		新設	70	90	3 (2)	5 (3)	1,27	
		既設	70	90	3	15 (10)		
水産物に係る卸売市場		新設	10	20	2	3	69の2	
		既設	30	50	3	10		
畜舎	排水量 15m ³ /日未満		300	150	-	-	1の2, 74（畜産関係 排水処理施設）	()内は 50m ³ 以上
	排水量 15m ³ /日以上		120	150	(5)	(30)		
病院施設 (300床以上) (120床～299床まで) *		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	68の2, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上
		既設	60	70 (50)	3	15 (10)		
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	71の3, 71の4	
		既設	25	70 (50)	3	15 (10)		
その他の業種 又は施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	20	40	3	5	1,12, 18の3～51の3, 53～63,63の3, 64,65,66,66の2, 67,68,70～71の2, 71の5,71の6,74	30m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い	25	70	3	15		
	既設	25	70	3	15			
	排水量 500m ³ /日 以上	新設	10	20	2	3		
既設		25	50	3	10			
し尿処理施設 (201人～500人まで) **		新設	20	50	3 (2)	20	指定地域特定施設	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上
		既設	90	150	3	20		

(3) 第3種水域 第3種水域は千葉市内になし

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表7のとおりである。
2. *印の施設は印旛沼流域のものに、また**印の施設は指定地域内のものに限る。
3. BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用される。
4. 一つの特定事業場が複数の業種等に該当する場合は、最も厳しい基準が適用される。

排水基準（その2）（pH, フェノール類, Cu, Zn, Sol-Fe, Sol-Mn, T-Cr, 大腸菌群数）

(1) 一律基準

[単位：mg/L（ただし、pHは無単位、大腸菌群数は個/cm³）]

業種等	項目等	新設 既設 の 区分	pH		フ ル エ 類 ノ ー	Cu	Zn	Sol- Fe	Sol- Mn	T-Cr	大腸菌 群数	特定施設の番号
			海域	海域 以外								水質汚濁防止法施 行令別表第1の号
浄水施設 水産物に係る卸売市 場 下水道終末処理場	新設				0.5	1	1	1	1	0.5	3,000	64の2, 69の2, 73
	既設				0.5	1	2 (3)	5	5	1		
畜舎（50m ³ 以上） pHの基準は排水が通常排出さ れていれば適用される			5.0)	5.8)	5	3	2	10	10	2	日間 平均 3,000	1の2
その他の 業種 又は 施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	9.0	8.6	0.5	1	1	5	5	0.5	3,000	上記施設以外のもの（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む）
		既設			0.5	3	2 (5)	10	10	2		
	排水量 500m ³ /日 以上	新設			0.5	1	1	1	1	0.5		
		既設			0.5	1	2	5	5	1		

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表7のとおりである。
 2. 一つの特設事業場が複数の業種等に該当する場合は最も厳しい基準が適用される。
 3. 1日当たりの平均排水量が30m³以上の事業場に適用する。（畜舎を除く）
 4. 亜鉛含有量の（ ）内は、1日当たりの平均排水量が50m³未満の特定事業場に適用される。

(2) 暫定基準 (Zn)

[単位：mg/L]

業 種	適用規模	Zn
金属鋳業 電気めっき業	排水量 500m ³ /日 未満	5
下水道業（金属鋳業、又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。注5において「下水道法上の特定事業場という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	排水量 500m ³ /日 以上	3

- (注) 1. 令和3年12月10日まで適用される。
 2. 1日当たりの平均排水量が30m³以上の事業場に適用する。
 3. 上表に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなす。
 4. 上表に掲げる業種に属する特定事業場が同時に上表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排出基準については、暫定排水基準を適用する。
 5. 下水道業における「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_i：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

Q：当該下水道から排出される排水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

排水基準（その3）

（重金属，シアン化合物等）

[単位：mg/L]

業種等	項目等	新設 既設 の 区分	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6+	As	Se	T-Hg	R- Hg	ポリ塩 化ビ フェニ ル類	特定施設の番号
													水質汚濁防止法施行令別表第1の号
	浄水施設、病院施設（300床以上）、水産物に係る卸売市場、ごみ焼却施設、産業廃棄物処理施設、トリクロエチレン、テトラクロエチレン洗浄施設又は蒸留施設、病院施設*（120床～299床まで）	新設 既設	0.01	不検出	不検出	0.1	0.05	0.05	0.1	0.0005	不検出	不検出	64の2, 68の2, 69の2, 71の3, 71の4, 71の5, 71の6, みなし指定地域特定施設
その他の業種又は施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	0.01	不検出	不検出	0.1	0.05	0.05	0.1	0.0005	不検出	不検出	上記施設以外のもの（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む）
		既設	0.03**	1	1	0.1	0.5	0.1	0.1	0.005	不検出	0.003	
	排水量 500m ³ /日 以上	新設 既設	0.01	不検出	不検出	0.1	0.05	0.05	0.1	0.0005	不検出	不検出 (0.003)	

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表7のとおりである。
 2. *の施設は、湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域内(印旛沼流域)のものに限る。
 3. **印の排水基準がかかる事業場のうち以下のものについては、暫定基準が設定されている。

業種	暫定排水基準	適用期間
金属鋳業	0.08 mg/L	令和3年11月30日まで

4. ポリ塩化ビフェニル類の（ ）内は、1日当たりの平均排水量が5,000m³未満の既設の特定事業場に適用される。
 5. 一つの特設事業場が複数の業種等に該当する場合は最も厳しい基準が適用される。
 6. 有害物質の排水基準は排水量に関係なく全特定事業場に適用される。

排水基準（その3の2）（揮発性有機化合物，農薬）

(1) 一律基準

[単位：mg/L]

項目等 業種等	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
全業種	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04

項目等 業種等	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン
全業種	1	0.4	3	0.06	0.02

項目等 業種等	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	1,4-ジオキサン
全業種	0.06	0.03	0.2	0.1	0.5

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分及び排水量に関係なく適用される。
 2. 1,4-ジオキサンについては、暫定基準の適用されない全特定事業場に適用される。

(2) 暫定基準 (1,4-ジオキサン)

[単位：mg/L]

業種等	暫定基準値	排出先
エチレンオキサイド製造業	3	全域
エチレングリコール製造業		

- (注) 1. 令和3年5月24日まで適用される。
 2. この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

排水基準（その3の3） （ほう素及びその化合物）

(1) 一律基準

[単位：mg/L]

業種等	項目等	B	排出先
全業種		10	海域以外
		230	海域

(注) 「新設」「既設」の区分及び排水量に関係なく適用される。

(2) 暫定基準

[単位：mg/L]

業種等	暫定基準値	排出先
ほうろう鉄器製造業	40	海域以外
電気めっき業	30	
下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。注4において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	50	
金属鋳業	100	
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500	全域

(注) 1. 令和4年6月30日まで適用される。

2. 上表に掲げる業種等に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなす。
3. 上表に掲げる業種等に属する特定事業場が同時に他の業種等にも属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
4. 下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i ：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値

(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)

Q_i ：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 一日につき立方メートル)

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常量 (単位 一日につき立方メートル)

排水基準（その3の4）（ふっ素及びその化合物）

(1) 一律基準

[単位：mg/L]

業種等	適用規模 1日当たりの 平均排水量	F		
		海域以外		海域
		印旛沼流域	印旛沼流域 以外	
畜産関係特定施設	0m ³ 以上	8	8	15
上記以外全業種	30m ³ 未満	8	8	15
	30m ³ 以上	8	8	10

(2) 暫定基準

[単位：mg/L]

業種等	適用規模 1日当たりの 平均排水量	暫定基準値				
		海域以外		海域		
		印旛沼 流域	印旛沼 流域以外			
ほうろう鉄器製造業	30m ³ 未満	12	12	15		
	30m ³ 以上	10	10	10		
電気めっき業	10m ³ 未満	40	40	40		
	10m ³ 以上30m ³ 未満	15	40	40		
	30m ³ 以上	10	10	10		
旅館業（温泉 を利用するもの）	昭和49年11月30日 までに湧出	自然湧出	0m ³ 以上	50	50	50
		それ以外		30	30	30
	昭和49年12月1日 以降昭和51年6月 30日までに湧出	自然湧出	50m ³ 未満	50	50	50
		それ以外		30	30	30
	昭和51年7月1日以 降に湧出	自然湧出	10m ³ 未満	15	15	15
				それ以外	50	50
		自然湧出	10m ³ 以上30m ³ 未満	50	50	50
				それ以外	30	30
		自然湧出	10m ³ 以上30m ³ 未満	15	50	50
				それ以外	15	30
30m ³ 以上	10	10	10			

- (注) 1. 令和4年6月30日まで適用される。
2. 上表に掲げる業種等に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなす。
3. 上表に掲げる業種等に属する特定事業場が同時に他の業種等にも属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

排水基準（その3の5）（アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）

(1) 一律基準

[単位：mg/L]

項目等 業種等	アンモニア・アンモニア化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排出先
全業種	100	全域

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分及び排水量に関係なく適用される。
2. アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

(2) 暫定基準

[単位：mg/L]

業種等	暫定基準値	排出先
下水道業（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130	全域
酸化コバルト製造業	120	
畜産農業	500	
ジルコニウム化合物製造業	600	
モリブデン化合物製造業	1400	
バナジウム化合物製造業	1650	
貴金属製造・再生業	2800	

- (注) 1. 令和4年6月30日まで適用される。
2. 排水量に関係なく適用される。
3. 上表に掲げる業種等に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなす。
4. 上表に掲げる業種等に属する特定事業場が同時に他の業種等にも属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
5. アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

排水基準（その4）

（窒素・りん）

（1）一律基準

1. 印旛沼流域

[単位:mg/L]

業種等	区分・項目等	既 存		新 規		特定施設の番号
		窒素含有量(T-N)	りん含有量(T-P)	窒素含有量(T-N)	りん含有量(T-P)	水質汚濁防止法施行令別表第1の号
畜産関係特定施設	排水量15m ³ /日未満	120	16	40	5	1の2, 74（畜産関係排水処理施設）
	排水量15m ³ /日以上	40	6	30	4	
食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量500m ³ /日未満	30	6	20	1	2～10, 13～18の2, 52, 63の2, 69
	排水量500m ³ /日以上	20	4	10	0.5	
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	排水量500m ³ /日未満	30	4	20	2	66の3～8
	排水量500m ³ /日以上	20	3	10	1	
病院施設		30	4	10	1	68の2
みなし病院施設		30	6	15	2	みなし指定地域特定施設
みなし浄化槽		70	7	30 ⁽¹⁾	4 ⁽¹⁾	
				20 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	
し尿処理施設		50	6	20	2	72
下水道終末処理施設		30	4	20	2	73
その他の業種または施設	排水量500m ³ /日未満	30	4	15	1	1, 11, 12, 18の3～51の3, 53～63, 63の3～66の2, 67, 68, 69の2～71の6, 74
	排水量500m ³ /日以上	20	3	10	0.5	

- (注) 1. 印旛沼に流入する公共用水域に排出する事業場に適用される。
 2. 「既存」の区分は、平成5年11月30日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用されるものであり、また、「新規」の区分は、平成5年12月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
 3. 畜産関係特定施設については、排水量に関係なく適用される。その他の業種については、1日当たりの平均排水量が、30m³以上の事業場について適用される。
 4. (1)については、平成5年12月1日以降平成11年3月31日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に限る。
 (2)については、平成11年4月1日以降特定事業場となったものについて適用する。
 5. 特定施設（別表1を参照）のうち以下に掲げる事業場については、「新規」の区分は平成11年4月1日とする。
 ① 71の3及び71の4(イ)に掲げる特定施設であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）により新たに特定施設になったもの又は71の4(ロ)に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場
 ② 74（畜産関係排水処理施設のみを設置する特定事業場）
 6. 一つの特定事業場が複数の業種等に該当する場合は最も厳しい基準が適用される。

2. 東京湾流域

[単位:mg/L]

業種等	区分・項目等	既 存		新 規		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	
		窒素 含有量 (T-N)	りん 含有量 (T-P)	窒素 含有量 (T-N)	りん 含有量 (T-P)		
畜産関係特定施設		120	16	120	16	1の2, 74 (畜産関係 排水処理施設)	
食料品製造業	排水量500m ³ /日未満	40	6	25	3	2~10, 13~18の2	
	排水量500m ³ /日以上	20	4	20	2		
化学工業	排水量500m ³ /日未満	30	4	16	2	24~50	
	排水量500m ³ /日以上	20	2	16	1		
鉄鋼業	排水量500m ³ /日未満	30	4	16	1.5	61	
	排水量500m ³ /日以上	20	2	16	1		
金属製品製造業、酸 又はアルカリによる 表面処理施設及び電 気めっき施設	排水量500m ³ /日未満	40	4	25	1.5	63, 65, 66	
	排水量500m ³ /日以上	30	2	20	1		
その他の製造業及び 全製造業に係る特定 事業場から排出され る水の処理施設	排水量500m ³ /日未満	40	4	20	2	11, 12, 18の3, 19~ 23の2, 51~58, 62, 64, 66の2, 71の5~6, 74*	
	排水量500m ³ /日以上	20	2	16	1		
指定浄化槽 みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの	120	16	20	2	指定地域特定施設、 みなし指定地域特定 施設	
	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	70	7				
し尿処理施設	し尿 浄化槽	し尿等のみを処理す るもの	120	16	20	2	72
		し尿等のみを処理す るもの以外のもの	50	6			
	し尿浄化槽以外のもの	20	2	20	2		
下水道終末処理施設		30	4	20	1	73	
その他の業種又は施設		50	6	30	4	1, 59, 60, 63の2, 63の3, 64の2, 66の3 ~71の4, 74	

- (注) 1. 東京湾及びこれに流入する公共用水域に排出する、排水量が30m³/日以上の特特定業場に適用される。
 2. 「既存」の区分は、平成11年4月1日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特特定業場に適用されるものであり、また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特特定業場となった事業場に適用される。
 3. 「全製造業」とは、食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、及びその他の製造業をいう。
 4. 「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいう。
 5. *印の全製造業に係る特特定業場から排出される水の処理施設74は、2~10、13~18の2、24~50、61、63、11、12、18の3、19~23の2、51~58、62、64、71の5、71の6の業種又は特定施設に係る特特定業場から排出される水を処理するものに限る。
 6. 天然ガスに係る令別表第1第1号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特特定業場が、天然ガスクみ上げに伴って排出する塩水、又は令別表第1第27号に掲げる業種に係る特定施設を有する特特定業場が、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水を、専用排水口で排出する場合は、当該排水口の排水水についてはこの表の基準は適用されない。

(2) 暫定基準

[単位:mg/L]

業種又は施設	窒素	りん	適用規模	排出先
天然ガス鉱業	160 (150)	—	排水量50m ³ /日 以上	東京湾及びこれに 流入する公共用水 域

- (注) 1. 令和3年9月30日まで適用される。
 2. () 内の数値は日間平均値。